

第2回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年1月29日（木）

午後4時35分から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
	大島村	大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議員	宮本富男	
	柿崎町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
	頸城村	頸城村議会副議長	井部辰男	
	吉川町	吉川町議会議員	橋爪法一	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
	清里村	清里村議会議員	保坂隆男	
	三和村	三和村議会副議長	松縄教一	
	名立町	名立町議会議長	塚田正	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝勉	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町農業委員	神岡八江子	
	大潟町	大潟町区長会代表	小池吉則	
	頸城村	頸城村自治会長協議会会長	大場崇夫	
	吉川町	吉川町源地区会議会長	中村睦男	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	久保埜朝子	
共通	上越教育大学副学長	小宮三彌	欠席	

議 題

1 審議

(1) 合併協定書記載文案について

2 その他

午後4時35分 開会

○大場崇夫委員長 ただいまより第2回地域審議会及び地域自治組織の取扱いに関する小委員会を開催

させていただきます。

本日は、委員 29 名のうち、28 名のご出席でございます。上越地域合併協議会小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立しております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、浦川原村の武藤委員、大島村の早川委員にそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。



1 審議 (1) 合併協定書記載文案について

○大場崇夫委員長 それでは、審議に入りますが、本日の次第どおり、合併協定書記載文案についてご審議をいただきます。

審議に入ります前に、事務局の方からきょう若干の資料も配付されましたので、最初に事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○野澤朗事務局次長 引き続き恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

本日は、前回のご協議の際に、大潟町の小池委員の方からご指摘、ご要望がございました地域自治組織、いわゆる地制調の報告でございますものと、私どもが今現在議論をしておりますこの地域協議会の違いを同じ図でお示しいただけないかというお話ございました。本日ご用意をいたしたところが、資料の 1-1 と資料の 1-2 でございます。

資料の 1-1 が現在のいわゆる上越方式でございまして、これが今幾つかの言葉であらわされてしまったものを図に落としますとこのような形になるわけでございます。右側に市民、いわゆる地域の住民の皆様方がいらっしゃる。選挙で市長を選び、また市議会議員の方を選ぶわけでございます、その黒い矢印。そして、この地域協議会の選び方として、選挙された者などを市長が選任をさせていただくということでございます。それから、白い棒が左から流れておりますが、地域住民の方々は行政サービスを本庁から受けるものと支所から受けるものの二つがございましてという概念でございます。そして、本庁と支所にそれぞれその代表として市長と支所長がおるわけでございますが、当然ながら市長と支所長は、市長が任命権者で、支所長は事務をとる職員でございますので、上下関係と申しましょうか、このような関係があるわけでございます。そして、この地域協議会のお仕事として市長が諮問、これについてはいかがでしょうかということをお聞きしたことを答申、いわゆるお答えを申し上げるといのが一つでございますし、もう一つはそれとは違ってみずから意見を述べる矢印も市長にも向いておりますし、支所長にも向いているということでございます。また、点々印は、いわゆる上越市という概念、一つの自治体の中にこれらの機能が入っているというのがこの上越方式、上越地域合併協議会原案の地域協議会のイメージ図でございます。

おはぐりをいただきまして、資料の 1-2 でございます。これは、地方制度調査会というところが答申をいたしましたうちの一般制度、いわゆる今まで行政区タイプと言われておりましたものでございますけれども、これはやはり右側に市民、左側に市議会、市長を置いた場合に大きく違いますのは、支所という概念がございません。これは、建物がないということではございませんで、組織としての支所というのはイメージとしてはなくなるというふうに考えていただきまして、地域自治組織という新しい法律の中で新しくできる考え方の組織の中に事務所というものが入ってくるということでございます。そして、サービスは、先ほどは本庁と支所から住民がサービスを受ける形でございましたけれども、この方式でいきますと市長とこの地域自治組織が持つ事務所、いわゆる事務所というのは建物というよりもむしろ機能でお考えいただきたいところでございますけれども、そこからサービスを受けるということでございます。また、市長とこの地域自治組織の長の関係でございますけれども、これは先ほどただの矢印ではなくて、ただ結ばれていた、いわゆる上下関係がもう明快にあったわけでございますが、ここがまだ地制調さんの答申でははっきりしてはおりませんが、はっきりしているのは市長が長を選任する、選んで命令をするということのはっきりしてはおりますので、このような図

にさせていただきました。それから、矢印でございますが、市長から諮問を受けて、これは今まで私たちは諮問に対して答申という言葉、これ1 ページ目もそう使っておりますけども、今回地制調さんは答申ではなくて意見という言葉をご置きかえて使っております。それから、それとは別に意見を言うことができる。それから、長に対して諮問、それから意見を言うことができるという概念でございます。住民からの選び方でございますが、地域の団体からの推薦や公募に基づき市長が選任ということで、正確に住民から選ばれてくるということとは若干違っているというのが一般制度のこのイメージ図でございます。この2 枚を見てお比べいただきながら今回の地域協議会、私どもの上越方式の地域協議会というものを十分ご理解をいただければというところでございます。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 今ほど事務局から説明ありましたことにつきまして皆さんから質問、もし意見もありましたらつけ加えてお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小池吉則委員 大潟の小池ですが、確認をさせていただきますが、地域協議会です。地域協議会は市長の附属機関であるということで、市長からの諮問があつて答申はありますけども、支所長からの諮問、答申というのは考えられないのでしょうか、それが1点です。

それからもう1点は、地域協議会の委員の選任でありますけども、選挙をされた者等を市長が選任するということで、先回お伺いしたところこの選挙は公職選挙法に準ずるという説明でありましたけども、この辺の選挙の方法といいますか、あくまでも市民から立候補制等をとって選挙されるのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいというふうに思いますが。

○大場崇夫委員長 2点についてお願いいたします。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

まず、最初の市長、支所長の関係、いわゆる地制調ですと市長からも諮問がある、それから地域自治組織の長からも諮問があるのに、なぜ支所長からの諮問がないかということでございます。当然ながら先ほどお話ししたように、支所長は、言い方は難しいんですが、市長の一部でございます。当然ながら市長の命を受けて仕事をすることでございますので、頭の中の整理としては市長の一部、腕等と言葉で、もしちょっと言い方がまずければお許しいただきたいところでございますけども、執行機関の一部でございます。そういたしますと、長が代表して諮問をするという概念の方がやはり正しいのではないかなというふうに思います。一方、はぐっていただきました地制調の一般制度の場合は地域自治組織の長でございます、市長との関係性は明らかに異なっております。ただ、先ほど申し上げたように、ここがきちっと市長の執行機関の一つになるのかどうか、ここが見えないもんですから、今ちょっと明快にお答えできませんが、少なくとも概念は前のものと違いますので、この地域自治組織の長というはある種独立しているというものを持たせるためにこのような制度をとられているのではないかなというふうに思うところでございます。翻つてもう一度おさらいをしますと、支所長はあくまでも市長の命によりまして仕事をすることからいきますと、諮問というのやはり市長が代表してすべきかなと。ただ、支所長にみずから意見を申し上げる権利といいたいでしょうか、役割はぜひあるべきだということでこのような整理をさせていただきました。

それから、2 番目の選挙でございます。選挙という概念は、これまでも十分な議論といいたいでしょうか、幹事会でも、専門部会、課長会議でもいろいろ議論してきましたいわゆる住民の自治の組織を最終的には目指すとして、市長がただ選ぶ、そういうことの附属機能的な存在ではなかなか今度独立性というものは担保できないだろうということを、当然最終的には地域自治組織に発展させていくということがこれまでのご議論でもございましたので、そこの点に着目いたしますとやはり広く住民が選ぶ、先ほどもご質問ございましたが、いわゆる公職選挙法に準じた被選挙権と選挙権という、そういう概念の中で選んでいただくというシステムでご提案をしています。ただ、今の法律上、附属機関ですと市長が選任しないといけないんです。ですから、市長が最後選任するという行為だけは、これは外せませんので、普通選挙ですと選挙管理委員会という別のところが当選しましたよという証書

をお渡しするわけでございますけども、この附属機関としてはやはりその委員というものを最終的に
お認めをするのが市長の仕事でございます。ここはやはり法律上避けることはできません。したが
いまして、ここは最終的には市長が選任という言葉を残さざるを得なかったということでござい
ます。

以上でございます。

○大場崇夫委員長 引き続きどうぞ。

○小池吉則委員 選挙の方はわかりました。私は私のちょっと考えが別にあるんですが、この支所長の
取扱いですが、今の説明でいきますと支所長には余り権限はないと、市長の片腕でしかない、こ
ういうことでありますので、そうすると例えば行政の執行に当たって一々支所長が市長の決裁を受けて
処理をしなければならんということでは住民サービスに手間がかかるのではないかと、このような気が
するんですが、その辺はどうなんでしょう。

○野澤朗事務局次長 正確にこの委員会のテーマではないんですが、非常に関係しますので、そうは申
さずにお答えをいたします。

今権限がある、ないということに触れられましたが、私申し上げたのは市長との関係性からいけば
市長の執行の一部であるという意味でございます、当然ながら支所長の権限というのはこれまた当
然条例で決めていくこととなります。これは、通常の今役所でも、例えば私課長職でございますけど
も、幾らまでの支出、お金を支払うことについて権限をいただいております。それは、部長であれば
部長の権限を持っております。それが支所長であればどういう権限にするかというのは当然ながら上
越市の条例で決めていくということでございますが、自治法上この支所長は事務吏員でなければなら
ないというのもございますので、私の説明としては一つの組織論から申し上げますと、まず事務吏員
であることと市長のいわゆる部下であると、これはもう事実であるということでございます。ただ、
その権限という部分が今の仕組みの中でお支払いをするようなもの、工事があった、それをだれがど
こで決裁できるかというのは、当然ながら今の役所の中でもそれぞれの、例えば大潟町の役場であ
っても、課長さんまで許されている権限、助役さんまで許されている権限というのが当然あるわけ
でございますから、この支所長がある程度の権限を持った中でできることも当然ありますし、またでき
ないことは、これはもう厳然とここはあるということになるのかなと思っております。

○大場崇夫委員長 小池委員、よろしいでしょうか。

じゃ、ほかに。どっち早いかな。じゃ、こちらの方。

○村山尚祥委員 続けて、大潟町、村山ですけども、この協議会には市長が諮問して答申という図で
すけども、それから意見があります。ただ、諮問がなくて意見できるかということに触れるんです
けども、その場合この協議会は自主的に自分で会合を開いていいのかどうか、いわゆる独立性の問題
です。

それと、この協議会の会合というのは定例会的な意味で持つような組織になるか、あくまで諮問
がなければ開かないのかということについて、まずその辺伺ってから次またお願いします。

○大場崇夫委員長 事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 詳細については今後当然お話をしていくこととなりますが、現在想定している
ことにつきまして、いわゆる仕組み上からお話を申し上げますと、じゃ協議会の招集者はだれかとい
うこととなりますと、附属機関でございますから、ここの地域協議会の会長になるのか、何とい
う職になるかわかりませんが、代表者招集というのはこれ一つの決めでございます。つまり市長
が招集する会ではございません。附属機関は、その附属機関の長が招集することとなります。ま
ず、関係からいけばそういうことになろうということでございます。当然ながら諮問があれば会長
はその諮問を受けてその諮問に従って招集するということでございますけども、当然ながら今
後条例で制定する際の細目の整理はあるにしても、自主開催というのは当然日常の自主的な
意見を申し上げるとかいろいろな決めの中で権限を持ち得ると。権限というか、開催を
することの判断をしていただいても結構ではないかなというふうには思っております。それは、
今考え方としての整理でございます。

もう1点、済みません。何でございましたでしょうか。それでよろしかったでしょうか。

○村山尚祥委員 もう1点は、したがって諮問とか自主開催のほかに条例の中で、例えば私
今の議会を

イメージすれば、定例会的なものが条例でうたわれるのか、それともあくまで自主開催と諮問だけなのかと、このイメージです。

○野澤朗事務局次長 合併の例で、合併特例法の地域審議会を年1回にしたというような例もお聞きはしました。しかしながら、この会はそういうそもそもの地域の自治、住民の自治に根差した会にしていこうということで議論をしてきているわけですから、当然ながら開催というものは自主的なものがあるべきだと思います。しかしながら、一方では当然ながら開催すべき時期、これも持ち得るものだと思いますので、今委員おっしゃったようなイメージ、定例会もしくは随時会というものは整理されていくものと思っております。余り詳細なことにつきましては、まだこの協定自身固まっておりませんし、私先走って申し上げるわけにはいきませんが、ただ今までの検討の積み重ねの上で申し上げれば、当然そのような整理をしていかなければこの会の機能というのは担保されていないというふうには判断をしております。

○村山尚祥委員 済みません。長くなるので、もう1点だけで置きますが、自主開催ということになると、はっきり言えば市長の許可を得ないで開くという意味にもなりかねないんですが、その場合におけるこの間論議されました報酬、たとえ日額報償であろうと、そういったものについての支払い権限とか、予算措置とかいうところでも及んでくるわけですが、そうしたイメージがあるのか。逆にじゃ自主開催は何やるかといえば、意見を言うだけでなく、多分これから協議されるであろう事務事業の6、7のその地域独特の事業の継続というのが、新市でなくて地域で継続するとなった場合における役割を担うかもしれないので、そういった面についてのイメージがあったら伺いたいんですけど。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 個々の事業の計画についてということは、今ちょっとここでうたっている当該区域において行われる施策の策定及び実施に関するところでもう十分保障しておりますので、委員のおっしゃったイメージどおりでございます。要は開催の根拠をどこに置くかという、もし委員と法的な話をするとすれば、やはりここ総合的に市長が大きな意味で開催を会長にゆだねるという手続は必要かなと。その上で会長としてはそのゆだねられた責任の中で開催するという、やはり入り口のボタンは1回は市長が押しておかないと、附属機関としての整理というのはつかない可能性はわかります。その辺は認識します。ですから、その辺は条例上の条文整理で、自主的な開催をどうやって担保するかというところは整理は必要と思っております。ただ、私今申し上げているのは、そういう方向で議論してきておりますので、そのような条例上の技術的なことは当然今後詰めなければいけませんけれども、今ここで示されている地域協議会の内容を担保し得る開催の形式は当然とっていくべきではないかというふうに事務局としては考えているところでございますが、その根拠を条例のどこで置いていくかというのは、ちょっと今の段階で私安易にお答えできる内容は持っておりませんので、そこは条例上どのような規定が必要か、また検討は必要かと思えます。

それから、開催されれば当然報酬はお支払いさせていただくことになろうと思いますが、例えば委員おっしゃったように、要求されて行った会と自主的に行った会との報酬の差等々は、これちょっとデリケートな話も含めて、ここは今ちょっと安易にはお答えできないなと思えます。

○大場崇夫委員長 井部委員早かったので、井部委員の方から。

〔「これに関連」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 橋爪さん、関連ですか。

○橋爪法一委員 ええ、ちょっと関連して。

○大場崇夫委員長 じゃ、橋爪委員、お願いします。

○橋爪法一委員 済みません。吉川の橋爪なんですけど、村山さんの話と絡んでくることなんですけども、各町村に協議会置きますね。その協議会の名称はそれぞれの町村決めていいと、こういうふうになっていますけども、その協議会の運営の仕組みといたしまして、ルールというか、こういったところも自主的につくれるのか、それとも統一したものをつくれるのか、そこら辺私は自主的につくれる方がいい

などは思っているんですけども、事務局の方ではどのように考えておりますか。

○大場崇夫委員長 はい、お願いします。

○野澤朗事務局次長 まず、名称でございますが、これはまた今、前回もお話ししましたけれども、これは町村の字名の前に町村名がつくというようなことの整理がされれば統一というのものもあるかもしれないということはまずご承知おきいただきたいと思います。

開催の方法等々でございますが、これ一般的に附属機関の開催は規則をもって定めます。そうしますと、これは可能かどうかということではなくて、やはりその規則を 13 本それぞれ協議会開催規則ということで持つかどうかという話でございます。通常の常識的な考え方からいけば、条例でその開催の自由度、先ほどのご質問の自主開催が可能かどうかということさえ規定しておけば、そこに規則を 1 本 1 本、13 本別々にするということまで会の特殊性を持つことが必要があるかどうかと、ここはやっぱり現実論でお考えを今後して、お互いに考えていければよろしいんじゃないかなと。今橋爪委員がその違いをどこに見出しているのかちょっと私もよくわからないので、正確にお答えできませんけども、仕組みからいけば開催は規則にゆだねることになりますので、規則を 13 本持つのは少し想定しづらいなというところが正直なお答えでございます。

○大場崇夫委員長 井部委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○井部辰男委員 記載文案の審議の前に確認をしておきたいんですが、この地域協議会の今後の見通しといたしますか、今地制調の方で答申に基づきまして法案の策定段階に入っていると思うんです。具体的に法案の制定の見通しとか、それからあるいは法案の案文が出た段階での取扱いになるのか、これからのこの地制調の法案に対する地域審議会のあり方についての見通しについて教えてください。

○大場崇夫委員長 はい、お願いします。

○野澤朗事務局次長 二つに分けます。

その前に、先ほどの規則でちょっと補足です。橋爪委員のご要望におこたえするとすれば、規則の最終の条文にその他必要なことは各審議会が別に定めると書くことは可能ですので、要綱を持つことも可能だということは可能性として申し上げておきます。追加です。

それで、今の井部委員のご質問二つございます。一つは、地制調の方の出された最終答申の法律がどのぐらいで上がるのかということと、その法律の上がりぐあいの進捗とこの上越市の地域協議会のあり方の関連でご質問でございました。前の方のご質問は、私たちが知り得ている情報は、今通常国会に上程されるということで、これはもう共通の認識でございます。ただ、今通常国会というのは果てしなく続く今通常国会でございまして、通常予算関連法案が審議されていくと、日切れから順次上がっていくということからいたしますと、ちょっと時期が読めない状況もございまして、いろいろな政治状況においてはかなりおくれる可能性もある。今私どもご案内のように、事務局長総務省から来ていただいて情報収集しておりますが、条文がこの程度になったという情報さえまだいただけておりません。これは、当然総務省からそのような情報が入れば知識の共有としてまた皆さん方にもお知らせをしようと思って準備はしているんですけど、その条文もまだ入ってきていないと。当然上程される際には閣議を経ますので、そのような情報もまだいただけておりません。したがって、今の状況では、大変恐縮な言い方ですが、今通常国会に上程されるということ以外には情報を持ち得ておりません。したがって、今の私ども会長の判断といたしましては、定まるかどうかわからない法律に基づいた検討は合併後の行政を担う市長としては非常に無責任なことになるので、今の法令上のものでもさせていただきたい。そして、上程されても審議延期というのもございます。ここはやはりきちっと法律が通った時点で上越市としての対応をまた考えさせていただくというのがオーソドックスではないかというふうに、会長であり、上越市長としてはお考えのようでございますので、事務局としてはそのように申し上げておきたいと思っております。

○井部辰男委員 いいですか。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○井部辰男委員 そうすると、法定協が解散した以降にということも考えられると思うんです。

それからもう1点、地制調の報告の中で、この地制調答申に基づく法律の作成に当たっては、地域のさまざま状況があるから、法文については非常に最小限にとどめながら地域に活用しやすいような法案にすべきと、こう言っているんです。そうすると、私らは見るに、今回の地制調の答申のほぼその骨格で法律もできてくるだろうというふうに思うわけですから、そこら辺を見据えた中で私らも地域協議会のこの論議はやっていく必要があるというふうに思いますんで、そこら辺の事務方の考えいかがですか。

○大場崇夫委員長 はい、お願いします。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、もし仮にこの地制調の答申どおり法律になったとした場合に、私どものこの図でごらんいただいてわかりますように、内容、いわゆる協議会と書かれている括弧内にある内容は、もうある意味で言えば地制調が申し上げているものよりも広くとっております。問題は、どこが違うかということ、市長の附属機関であるかどうかだけの違いでございますし、もう一つ重要なのはその地域自治組織の長がどういう位置づけになるかという問題でございますので、附属機関でなくなるということがわかってはおりますが、それが今の自治法の概念にない組織であるとする、私たちとしては今ちょっとどうしていいかわからないというのが、これ役人としての正直なお話でございますし、また長と市長の関係も、今井部委員おっしゃったような各地域の自主性にゆだねられる内容では、ここはちょっと違うんだと思うんです。中身は自主性にはゆだねられると思いますけども、この地域自治組織の自治法上の扱いでありますとか、市長と長の関係は、これは各地域が自主的に決められるというふうには多分決めてこないはずでございます。実はこちらが一番今地制調の最終答申では灰色にされているところでございます。そこが法案で明らかになった時点で、当然委員のおっしゃるとおりまたこちら辺はお考えいただくような場面というののもあるのかもしれませんが、現在の合併協議の中ではあくまで現行法でということ再度確認をさせていただければと思うところでございます。

○大場崇夫委員長 続いてどうぞ。

○井部辰男委員 もう1点。

そういう面からすると、合併特例法の機能を超えてきて、限りなく今回の地制調の一般制度に近づいている協議会内容というふうに私もとらえているんです。そういう面では非常に提案されているものについては自治法に基づくものとしても前向きな提案だろうというふうに思いますんで、ぜひそれが制度化したときにおいても、私から言えばある程度閣議決定が見えた段階でもう既に法案が見えるわけですから、そこでこの法律に基づく検討をしたらどうかというふうに思うんで、これは提案でございます。

○大場崇夫委員長 大変重要な質問が続いているわけでございますが、私のきょうの予定としては、きょうの本番のこの合併協定書記載文案について各町村でいろいろ相談されたことを一通りお聞きして、その出た問題について次回に論議を深めていきたいと。途中で半分ばかり発表していただいて、あとの半分は次回というところちょっと内容が切れてしまいますので、この後きょうの本番、それで質問を打ち切るわけではございませんが、記載文面の方へ、質問ある方はまだもちろん続けていいんですが、そんな気持ちでいます。まだ質問ある方はどうぞ遠慮されないで、打ち切ったわけじゃありませんので。

○村山尚祥委員 ほかの人がいないんですか。私いいですか。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○村山尚祥委員 質問するんですけども、さっきちょっと言いました。私らこういう確認事項まだ聞いていないうちから協議はしていないんですね、大淵では。いろんな内容を聞いていないうちに条文のことはしていないのが実態だと、私は今この辺聞いたら大体そうなんです。

それから、質問入っていいですか。それとも何かこの件は……。

○大場崇夫委員長 いや、まだ質問続けて結構でございます。

○村山尚祥委員 じゃ、質問します。

ここでは意見にしる、答申にしる、建議という言葉も地制調の中にあるんですけども、いずれにしても答申なり意見の効果といいますか、効力、確認、その方法について今どういうイメージされるのか。答申ですから、100%通るわけでもない。当たり前ですし、意見もそうですけども、それについてよく言う、使う、我々議会用語で尊重するという言葉もあるんですが、それとは別に行政手続的なイメージで、例えば市長は期間を何日以内で回答しなきゃならんとか、文書で回答しなきゃならんとか、具現化をどうするかというその部分まで条例、規則等にうたうたうたうたいうようなイメージを持っているかどうか、そのことを伺いたいと思います。

○大場崇夫委員長 事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 整理をしていただきたいことは、現行法の自治法の附属機関としての議論か、それともその後の法律かということはやはり分けていただきたいと思います。それで、村山委員おっしゃったもし仮に今の法律の中でおっしゃったといたしますと、やはり概念的にまず附属機関でございます。ですから、市長がこれについて意見をくれと言った前提がまずあります。自主的であろうと、それはさっき申し上げたように、全般的にこの協議会は私の附属機関だから、私のこの施策について諮問したときにも意見欲しい、また当然自主的にご意見いただいても結構ですよという関係をまず結んでスタートします。ですから、長としては当然ながらそれを生かすための会でございますから、そういう方向であることは間違いございません。ただ、それを行政手続法と同様にその会の答申を扱うというのは、長と附属機関の関係からすると若干いかがかなとは事務局としては思うところでございます。したがって、やはりオーソドックスに今の現行法の中では、地域協議会として市長の諮問に従っての答申と、それから自主的にこのことを申し上げようということについて市長に申し上げると。これは、当然附属機関としてのご意見ですから、長はそれを当然にお聞きになるということによるのではないかなと。そこにそのような時限規定等々を入れていくと、長が選任した協議会、長の附属機関というところの権限等の整理が若干難しくなるかなという気はいたします。そこら辺はちょっと住民の委員の方には見えにくい議論で申しわけございませんが、その辺は村山委員にお答えするとすればそのように考えております。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ、続いて。

○村山尚祥委員 説明のとおりで、私が言ったのはそういう手続的なという意味で、ある程度返事は一定期間に欲しいとか、口頭でないとか、そういう意味なんで、その辺のところの明確化をどうイメージするか。もちろん私の質問は、今提案されている現行法の内容についての質問であります。そういう意味でお聞きしているということですし、それからとりもなおさず、先ほど野澤次長がおっしゃられたように、地制調がいつかは別として、限りなく自治組織に近いイメージ、独立性の高いイメージをすることになれば、私は比較的自主的な開催、自主的意見答申がふえてきたと、そうした場合をイメージして、回答期間とか、回答は文書とかいうものまである程度約束事としてあるのかどうかというふうなイメージちょっとお聞きしたということと、もう1点は前回も聞いたと思うんですが、じゃそういったある程度の細かいというか、はっきりわかる条例の本文、あるいは規則の内容、いわゆる内容というものはこの合併協議会の期間の内に全部示されてくるのか。いわゆる合併協定文案書面は、ある程度この間も言ったように、こういう概要で出すけども、それに附属してきちつきょう討議されて質疑した内容がこの協議会解散までの間に示される経過になるのかどうか、それ伺います。

○野澤朗事務局次長 2点、まず前半の部分でございますが、当然市長の附属機関という性格からいきますと、市長とその協議会の間でのお約束はできますが、市長は提案して議会で議決をいただくという次の関係から申し上げると、そのお約束自体がどの程度効力を持つかという、そういう問題も発生します。ですから、ここは、余りそこをぎりぎり議論していくと、この地域協議会の附属機関としての使命も含めて若干ちょっと難しくなっちゃうのかなというのがあります。ただ、おっしゃっている意味はよくわかりますが、そこら辺の整理というのはやはり地域協議会の存在そのものが市長の附属機関であり、市長に意見を申し上げる機関であると。市長は、関係性から言えば当然そのことを尊重

し、自分の政策、施策に生かしていくべきものであるということとどめた方が、私どもとしてはよろしいのではないかなと考えているということを一応また改めてお答えさせていただきます。

それから、2番目でございますけども、この間もお話ししまして、きょうも委員長さんから確認するようにということでまた後ほどご確認いただきますが、あくまでこれ合併協定書記載文案具体的に書こうということで、幹事会で整理をして、文言をふやしたりしてきた経過は前回お話ししました。しかしながら、条例にするときには若干整理が必要でございますということもまたお話をさせていただきました。そういう意味合いからすれば、当然ながらこの記載文案が法制執務という技術的な部分で変わらざるを得ないことは、ここはもう一度皆さんで最終的には確認をいただきたい部分はございますが、今度はその条文がどのぐらいのスピードででき上がるかということで申し上げますと、やはりこれ合併協定書を締結していく、これは協定書の記載文案で、協定書が定まってやっぱり廃置分合をしませんと、廃置分合の申請があって初めて上越市は1月1日以降の条例、要するに新しい合併後の上越市としての条例制定を可能となるわけでございますから、その辺の時期的な関係は今村山委員のお気持ちとはちょっと違って、廃置分合の申請、すなわち合併協定書を締結する前に文案というのは正式につくるというのはなかなか難しいかなというふうには思います。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ、続いて。

○村山尚祥委員 そのとおりじゃ理解しました。文案とかそういう性格のもんでなくて、先ほど本会議の中でいろいろご迷惑おかけしたんですけども、こういう意見交換、議事をしたという内容の確認といたしますが、そのことがちゃんと我々が廃置分合を含める審議の中にあるのかどうかと、そういう意味で附属的な意味での説明資料的なそういったものがこの協定、協議会中に出るのかと、こういう質疑になっているんですが、その辺いかがでしょうか。

○大場崇夫委員長 はい。

○野澤朗事務局次長 考え方の問題でございまして、合併協定書記載文案だとうだと、じゃ条例だとうとどこが言葉として外されるかということは当然この中で、この文字は難しいと思いますということは申し上げることは可能だろうと思います。ただ、設置条例のそのすべて、今もまちづくり自治基本条例でもお話しいただいたように、目的、設置何々という項目立てまではちょっと難しいと思います。ですから、ここは委員に素直にお答えをさせていただくとすれば、合併協定書記載文案がもし仮にこれで皆さんよろしいということになったとすれば、そうしますと条例整理のときに、私前回も冒頭申し上げたとおり、この記述は多分前文で扱わせていただきますとか、ここの文章は多分条例になると記載は無理だと思いますというような表現は、当然そのときには確認はさせていただくことは可能でございます。

○大場崇夫委員長 記載文案と条例の関係については、またこの中身へ入って恐らく論議する内容だろうと思います。きょうの資料につきましてほかに質問ございませんでしょうか。

はい。

○保坂隆男委員 清里の保坂でございます。まことに低次元な質問でございますが、わからないので、お教えいただきたいと思っております。

地方制度調査会答申の方のイメージ図でございますが、このイメージ図で矢印が地域協議会から市長並びに長の方に意見と、こう出ておりますが、中の方の文面によりまして、先ほどもちょっと出ましたけれども、それらの機関に建議することができる、こうなっておるわけです。意見という言葉の意味するものと建議するという言葉の意味するものはどういうふうに、同じのか、違うのか、また受け取る市長並びに長は意見を聞いたときと建議を受けたときでは受ける重みといたしますか、受けとめ方というのはどのように違ってくるのか、この辺がよくわからないので、お教えいただきたいと思っております。

なお、もし建議というのが別の意見と相当違うのであるとするならば、意見の矢印が二つついておりますが、どちらか片一方へ建議すればいいんじゃないかというような気がするのですが、そのあたりお教えいただければありがたいと思っております。

以上です。

○大場崇夫委員長 はい、お願いします。

○野澤朗事務局次長 まさに資料のつくり方に対するご意見としては的確であり、私どもとしてもそのご意見的確なご質問でございました。すなわち建議という言葉がこの地制調の答申の中にも使われておりますし、かつ意見という言葉も使われております。これは、建議というのは、一般的に広い意味で諮問に対する答申、それから自主的な意見、これらを含めまして通常建議という言葉を使っております。今回これなぜこちら左側意見、意見で、ここは、四角の中は建議としたかといいますが、諮問に対して意見を言えるという文章がありまして、そのほかに意味を述べられるという文章があって、最後まとめて建議することができるという表現がありましたものですから、総体として建議という説明文をそのまま載せさせていただいた中で、それぞれの関係で書いてあった意見、意見というふうに書いたところでございます。ですから、さっきも申し上げたとおり、これまでの常識でいいますと諮問に対しては答申ということが書いてあったんですけど、今回これは意見となっているんです。そういうことから申しますと、先ほども申しましたが、この法律の中でこの地域自治組織がどういう関係で出てくるか、こういうところの一文を見ても今までの私どもの常識とはちょっと違うものが出てくるんじゃないかというふうには思っております。言葉の整理としては、諮問に対する答申、自主的な意見、それらを含めて言葉として建議という言葉が使われておるといいうふうにご理解いただければと思うところでございます。

○大場崇夫委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 それでは、時刻も 5 時 20 分でしょうか、大変連続でお疲れだと思いますが、遅くも 6 時には打ち切りさせていただきたいと思っております。残りは当然また第 3 回ということになるろうかと思っておりますので、大変お疲れでしょうが、ひとつご協力をお願いいたします。

それでは、きょうの次第にありますように、審議の(1)番、合併協定書記載文案についての審議に入らせていただきます。

事務局の方で提案お願いいたします。

○野澤朗事務局次長 この委員会は、前回申し上げましたけれども、あくまでもこの合併協定書記載文案についてご議論をいただきます小委員会でございます。したがって、本日からこの合併協定書文案についてご議論いただくわけでございますが、当然ながらそれぞれ自治体を代表されておられる委員でございます。前回の会の中で委員長からも、各自治体へお持ち帰りいただき、それぞれお勉強をしていただいた中で意見をまとめるような形で、この記載文案についてきょう意見や質問やご疑問があれば出していただきたいというご発言があったところでございます。ご案内のように、この文案幹事会で協議、調整されているという点から申し上げますと、一応事務方の間では自治体間で調整が整っているということは考えておりますけれども、やはりここは小委員会でございます。審議のあり方といたしまして、まずはそれぞれ自治体ごとに、この案でよろしいか、それともご疑問の点は、今大体出尽くしたところでございますが、ご質問、それから言葉を変えるというご提案があれば、まずは自治体の意見としてお出しをいただきたいと思っております。

それから、前回の審議の中で、記載文案についての考え方、解釈についていろいろお話ございました。繰り返して恐縮でございますが、前回の説明の冒頭でもお話し申し上げたとおり、この文案はあくまでも合併協定書に記載する文案として幹事会が整理いたしました。その際に各委員の認識にそご、違いが生じないよう、また協議によりまして取りまとめられた内容が住民の方々にもよく理解いただけるよう具体的な内容を幹事会で加えさせていただく形で文案を整理させていただいております。したがって、これからの議論の中で、三つの点でぜひ委員の共通認識をお願いしたいと思います。

1 点目は、合併協定書記載文案については、現在の内容、書き方のとおり、ある程度具体化した内容、すなわち今の記載文章を原則的に協議していただくということでございます。

2 点目でございます。ただし、合併協議会で決定して記載文になった場合におきましても、その文案に基づきまして、また合併協定書の決まりに基づきまして条例をつくります。このときに法制執務という言葉でございます。要は役人の言葉でございます。今こうやってしゃべっている日本語とは違う言葉が、条例という言葉、条例をつくる時にはまだまだそういう言葉の整理が必要でございます。これは、その表現がその上の法律に抵触していないとか、いろんな観点でこの言葉を整理しますんで、どうしてもかたい表現にならざるを得ないということになります。そういうお仕事をさせていただく関係上、どうしてもこの合併協定書どおりの言葉で条例をつくれないうことはこれまでも繰り返しお話を申し上げました。

したがって、そのこともまたご理解をいただくということでございますが、3 点目、先ほど私申し上げたとおり、そういう状況であるとすれば、一番大事なのは審議の過程及び結論が出た段階でもし条例化するとすれば、この文章はこのような整理になると思われましてということは事務局として申し上げさせていただくことに整理をさせていただいた上で、共通認識の上でご議論をいただきたいということになるかということを変更してご確認をいただいた上でそれぞれこの合併協定書記載文案について自治体としてご意見をいただければというふうに思っておりますし、委員長からもそのような指示をいただいているところでございます。

○大場崇夫委員長 今ほど事務局の方から、これから協議に入ります合併協定書記載文案の協議に入る前に、委員の皆さん方からご理解なり、あるいはご承知願いたいと、そういう意味で事務局としての説明があったわけでございます。今ほどの事務局の説明についてのご意見ございましたら。

はい、井部委員、どうぞ。

○井部辰男委員 野澤さんが何でこの小委員会だけに限ってその記載案文と条例の法制執務的な案文との差について事前の了解を得なきゃならんということをお前から含めてくどく言われるんですか。そこら辺の真意がわからんです。私も別の、自治基本条例の小委員会にも参画をしているんです。そういう面では、トータルで基本条例をつくる中にその地域自治組織についての条文も当然構成の中に入れてくださいよというのがございましたけれども、ここではあえて何回も言われますので、その真意を聞きたいです。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

このところは、まず合併協定項目でございます。つまりそれぞれの自治体の間に、認識にそこがあってはいけない大事な協定項目でございます。じゃ、自治基本条例はいいのかという意味ではなくて、あれは並行して協議するというこれからつくっていくものでございますけれども、これは合併協定項目としてお互い確実にこのことで承知をして合併をするという大事な項目でございますので、まずはそこを起さしたくない、これが1点でございます。ですので、今回幹事会におきまして議論ありましたけれども、いわゆる説明文つきのような形でかなり具体的に協定書はつくろうと、ここはご理解いただけたと思います。

ただ、そのときにもう一つの問題として、やはりそれを条例つくっていくときに担保、要するにどこがどう担保されたんだというようなお話が二次的にこれまでも出てまいりましたし、今後も予想されるところでございます。ここもそこがあってはならないという私ども事務局の考えから、ここはやはり一つ一つ丁寧な対応をさせていただきたいという意味でございます。そのようにご理解いただければありがたいと思っております。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○井部辰男委員 わかりました。嫁をもらう上越市と行く我々13町村のそういう面ではいろいろな思いがございますんで、協定書内容に限りなく近い条例と言われますように法制執務的につくっていただいて、できるなら素案もこの小委員会に、骨格でいいですが、出せるような状況をつくってほしいと思うんですが、いかがですか。

○大場崇夫委員長 今要望でございますが、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 先ほどもお話ししました条例文案そのものというのはもうご理解いただいていると思います。それは、村山委員もおっしゃったことと相通することだと思います。ここは、ここに書いてあることを条例に落としていく、それは当然条例の記すべきことは記させていただくと、私今の段階ではそのようにお答えをさせていただいて、実際に協定文案ができたときにまたご意見いただきたいというふうに思います。今そこで条例文案に近いものを出すとか出さないとか、そのことではないのではないかと思いますが、少なくともここで決まったことを条例に素直に当然落としますので、それはそのようにご理解いただきたいということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○大場崇夫委員長 今ほど事務局の説明にありましたように、これからの一番大事な合併協定書記載文案についての議論に入るわけですが、先ほども説明ありましたように、長時間かけて幹事会等を通してある程度具体化したものがここに示されているわけですが、ただし、条例化するときには、今ほど事務局の説明のとおり、条例そのものの独特な表現とでもいいますか、そういうものがあるから了承していただきたいと、こういうことでございます。

はい、どうぞ。

○早川与五郎委員 最初地域審議会ということからこの地制調の動きでこういうふうになってきたんですが、この文案どっちもよく見ても、どうも地域自治組織とも言いながら、まさか条例制定権もないだろうし、予算編成権もないのではないかと思うんですが、法人格を持たせるんだということも聞くんですけども、その辺ちょっと聞かせていただきたいんですが。

○野澤朗事務局次長 地制調の答申の中で、法人格を持たせるという、そういう考え方も当然今ご質問のとおりでございます。その考え方も示されているところでございますが、これはかなり制限がございまして、合併後の一定期間認めますよと。しかも、それは非常に言葉として物すごくわかりにくいんですが、地理的条件、特別の行政ニーズ、独自のアイデンティティー、そういうものが極めて強いところで、法人格を持たないとなかなかやれない。これは何を想定しているかといいますと、例えば島で離れていたり、そんなことを想定していると総務省の方からお聞きしましたが、かなり限定的な中で法人格を有するタイプが出てきております。ただ、この法人格を有するタイプが、これもまたどのようになるかというのは、これこそまさによくわからないんでございますけども、ただ地域自治組織の予算を決定するというような書き方は地制調の答申の中ではございました。ただ、その財源がどこから来るかということになりますと、もともとの基礎的自治体、すなわちここで言えば上越市から財源をもらってくるということでございます。そうしますと、それが本当に自主的、自治的予算かという、ここもまた難しい議論になります。ただ、仕組みとしてはそういうものがあるということはお指摘のとおりでございます。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○早川与五郎委員 さっきもこちらからご意見が出たんですが、できれば法の輪郭がわかった段階でもう一度協議ということについては私も賛成なんだけど、それだと150日かかるかどうか、この合併協議物理的に間に合わんと思うんです。そうすると、示されたこれ1-2、1-1どっちかということになるんだろうと思うけれども、私ども大分これに随分バラ色の目で、これは大事だなと思ったんだけど、諮問の域を出ないんです。そうしてみると、せめて地域自治組織、まだ明瞭欠くところあるけれども、私は地域自治組織の方がいいのかなと。この幹事会で議論されたと思うんだけど、上越地域合併協議会の原案は文字は多いんだけど、そんなふうに感じます。

それで、先ほど委員長さんが次回に各自治体の意見をまとめてきてもらいたいと、こうおっしゃったんですが、この2枚のどっちかということになるのでしょうか。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

まず、1-1しかございません。1-2は現在、大変恐縮ですけども、法律が今ございませんので、1-2は検討対象には、申しわけないけど、なり得ないということをご理解いただきたいと思います。

それから、あとは委員長にお任せいたします。

○大場崇夫委員長 それでは、合併協定書記載文案についてこれ番号順に議論していけばいいんですが、まず最初に大変恐縮ですけども、各市町村から議員さん含めてお二人みえているんですが、この合併協定書記載文案についての問題点といたしますか、ここはいいけども、ここら辺がもっと議論する必要あるんでないかと、何しろ時間がありませんので、ごく簡単に結構でございますが、後ほどその各市町村から出た問題について時間をかけて十分議論していくわけでございますので、その各市町村でいろいろ話し合いされたときの問題点といたしますか、それを大変恐縮ですけども、順番に、お二人みえていますので、どちらかお一人の方から話し合いされた内容、問題点について発表をこれから願いたいと思います。そうは言っても全部回ると相当時間かかりますが、幾ら時間かかってもしっかりある程度6時になればやめないと大変ですので、それは途中でまた打ち切ることも許していただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○小池吉則委員 各町村でそういう話し合いをされたのかどうか不明なんですけど、されたところから意見を出してもらったらいいいんではありませんか。

○大場崇夫委員長 ああ、そうですか。

○小池吉則委員 実際には何か協議をされていないところも、私たち大潟町はそれなんです。

○大場崇夫委員長 今ほど小池委員ごもっともなことでございますので、順番回ってきましたら、実は自分のまちでは十分していないんだということでも結構でございますので。

○野澤朗事務局次長 委員長、済みません。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 ちょっとご確認させていただきたいんですがございますけども、それぞれの自治体幹事会を経てこの協議会にかけるときにご議論を私どもはさせていただいていると思っておりますのでございますけれども、その辺いかがでございますでしょうか。

○大場崇夫委員長 委員長勝手なこと言って申しわけありませんが、当然幹事会に出される前にそれなりに議論はされているとは思いますが、またされているわけでございますが、きょうこの小委員会に出ている委員の皆さんはきょうのためと言うと語弊ありますが、このために私特別話し合いをされてこられた町村もあるでしょうし、今までは幹事会等を通じて十分議会等で話し合いはされているんだけども、きょうのこの小委員会のために具体的な話し合いをまだされていないという町村も私はあるかと思うんです。いかがでしょうか。

はい、村山委員、どうぞ。

○村山尚祥委員 済みません、いつも大潟町。先ほどので続けて申しわけない。私どもは、確かに幹事会がここかかってきましたよという提案を受けました。議会でもやりまして、その結果は、こういう小委員会があるんだから、小委員会で内容を十分吟味して、そしてその吟味した、私がきょう質問しましたそれをもう一度帰ってきてからやれということがあるんで、確かに助役さんこういうもの提案されましたよと、それはそうですよという程度、その認識がいけないのかどうかは別として、だからきょうこういう小委員会の審議を経て、質疑の中身を十分認識してから条文整理という認識を持っています。それが間違いだったら間違いとしてください。それはもう認識間違っただけで謝るしかないけど、議会ではそういう意味で法定協へ参加する小委員会委員2名に今の審議の部分については一任するという議決をいただいただけの範囲なんで、これがうちの町だけだったら申しわけない、きょうおわびして、うちもう正直に条文についてはまだ入っていないとお答えさせていただきます。そういう認識です。

○大場崇夫委員長 今も村山委員から話ありましたように、このそのものについては十分どの町村でも、議会等でも話し合いされていることは、これは事実でございます。しかし、きょうの小委員会のこの場で改めて自分たちの町村で話し合いをしてこられた委員もあるだろうし、そうでない委員もあるかと思う。これは当然だと思います。そこで私が提案しましたように、一応順番からこの文案についての問題点、感想等もちょっと述べさせていただきますが、十分でないところはどうぞこれから

ときょうの様を踏まえてまた議論して次回に発表するという、こういう市町村があっても私はいいんでないかということでご提案しているわけでございます。

はい、どうぞ。

○平野誠市委員 お願いします。

それでは、柿崎町でございますが、うちの町でも幹事会を経たもの、あるいはこれから幹事会に臨むその前段、あるいは幹事会が終わった後それぞれこの内容について協議はしてございますが、1、2点確認させていただきたいんですが、先般23日だったですか、大潟町で開かれたときに、小池委員だったかと思いますが、合併協定記載文案のずっと上から(5)番あたりに出てきますか、協議会の委員は選挙された者と。この選挙の中では、事務局方の説明では、一応選挙の方法としては公職選挙法を考えているんだという説明だったと思います。そんなことでうちの町でもいろいろ協議してきたんですが、うちの助役は公職選挙法というのは初めて聞いたというふうな答えでございました。それはそれで結構です。そんなちょっと食い違った弁もありましたが、それはそれで結構ですが、先ほどの説明の中にも出てまいりましたこの地域協議会の委員というのは、選挙権、被選挙権、これらのものの権限の名において選ばれる委員だという一つの重きを置いた体制づくりをしたいんだという内容が伝わってきております。そんなことで、もうこの公職選挙法というのはどうしても外せないんだなというきょうは感じを受けております。どうしても外せないんだということになったら再度そのようにお答え願えればいいんですが、そんな中でその選挙をされた方、それに対して今度任期の関係が出てこようかと思いますが、任期については条例を制定する段階で出てくるものだろうと、私はそう思っておりますが、もし今もう案を皆さんにお知らせしてもいいですよということになったらお聞かせ願えればいいんであって、その辺もお聞かせ願いたいと。

それともう1点、これは記載文案にどうのこうの言うわけじゃないんですが、(7)番、協議会の会議は必要に応じて開催するということが一項うたってございます。そうすると、先ほどの組織図のイメージ図をいろいろ拝見させていただきますと、この協議会自体は自主的な開催もあり得るとということが想定されるということでございますので、その自主的な開催ということになると、今度それぞれの地域でまちまちな形が出てこようかと。ある地域では自主的な開催が頻繁にあったり、そういうことはめったにないだろうとは思いますが、そういった開催の回数、各地域ごとまちまちな回数が出た場合の対応というものはどのようなことを考えておられるのか、若干その辺だけちょっとお聞かせ願いたいと。

○大場崇夫委員長 はい、どうぞ。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

一つ目、選挙、これはやはり公職選挙法に準用するという考え方を持たないとあらゆる意味で難しさが出てくると考えておりますので、それを準用でございます。そのままそれをもってということではございませんで、公職選挙法に準じて行うのが正しいのではないかというふうに思っております。これは公職選挙法を用いるという表現使いますと、これいろんな面でまた違った問題生じます。これはそうではなくて、公職選挙法に準じた形でやらせていただければと思っているということでございます。

それから、今の開催でございます。ここは、一つは前回もご質問ございました、きょうもご質問ございました報酬をもらうという関係からいけば、自主開催をして報酬をもらうのはいかがかというようなお話もこれ相通じるものでございます。これがなぜこのような問題になるかということ、本来的には地域審議会、地域協議会は市長の附属機関でありながら、やはり将来的なことを見通して地域自治組織に近づけようという仕組みを今つくりました。ですから、本来であれば、地域の自治の組織であれば当然ながら無報酬を原則とするというのはあるわけでございますけれども、一方では附属機関ということでお金をお支払いしなきゃいけないという関係から、今そのようなそごがどうしても生じてしまいます、今の平野委員のご質問にお答えするとすれば、当然ながら必要な組織としてみずから住民の皆さんもご要望されてここまで議論してきた会でございますから、著しく開催回数が少ないという

ものはやっぱり想定はしておりません。それぞれが自由闊達に、また必要に応じて開催をされ、住民の自治の新しいあり方として活用されていくというふうに思っております。

任期につきまして、今事務局サイドでは通常委員的に2年というのと、議員の皆さんの4年というので、まだここは最終的には整理しておりません。これは、もし必要であればまたご議論いただく項目としてお取り上げいただいても結構でございますし、先ほどおっしゃったように条例にゆだねるといふ結論を出していただいても、どちらでも結構かと思います。

- 大場崇夫委員長 既に合併協議会記載文案の内容に入っているわけですが、時間の関係上、きょうの初めの段階では一応各市町村の相談されたことを差し当たり順番に発表願って、それをもとにいろいろ議論していきたいと、こう思っていたわけですが、何しろ時間ももう既に5時45分ですか、こういうこともありますので、委員の皆さん方と事務局の方、両方に私お願いしたいんですが、次回にはこの一番大事な合併協定書記載文案について各市町村で十分討議をしていただきまして、そして次回には順番にこの重要な合併協定書記載文案についてのご意見を順番にお伺いして、そして出た問題点についてこの全体の場で討議していきたいと、このように委員長としては考えているんですが、そのような線でご協力願えるでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 石平春彦委員 委員長、一ついいですか。

○大場崇夫委員長 はい。どうぞ。

○石平春彦委員 ちょっと済みません。次回にさせていただくのは大いに結構だと思うんですが、まだ若干時間があるんでないでしょうか。

○大場崇夫委員長 はい。

○石平春彦委員 できましたら、これ皆さん方がお許しいただければですけども、私ども上越市議会で協議してきた経過があるものですから、他の小委員会との絡みもありまして、実はきょう発表できるものと思って、前の小委員会するときにも若干それに関連したことをお話し申し上げたものですから、もしよろしければちょっと発表させていただきたいと思っておりますが、いや、皆さん一緒に次回だということであればそれでも結構であります。

○大場崇夫委員長 今、皆さん、こういう提案上越市の方からあったんですが、いかがでしょうか。

〔「次回でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○大場崇夫委員長 そういう意見でございますが、次回それぞれ順番にやっても、大変失礼な言い方でございますが、上越市は上越市という立場で私はまた発言が当然あるかと思っておりますので、いいでしょうか。

○石平春彦委員 いいです。

2 その他

○大場崇夫委員長 そういうことで、たばこの吸いたい人も、大分頭鈍ってきていると思っておりますので、若干早いですが、ここで本日、事務局、いいですか。

○野澤朗事務局次長 それでは、委員長さんのおまとめでございますので、事務局としては申し上げることございません。次回この合併協定書記載文案につきまして、それぞれの自治体としてご意見発表、異議がなければ異議なしというご発言で結構だと思いますし、それぞれお話をお願いしたいと、事務局からは重ねてお願いを申し上げます。

○大場崇夫委員長 大変運営下手で申しわけございません。また今後ともご協力をお願いします。委員の方は合併の問題ばっか取り組んでいるわけじゃなくて、大変忙しい方ばっかですので、でき得ればこの小委員会もできる限り回数を少なく、内容もいいものにまとめさせていただければと思っておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

きょうは、どうもありがとうございました。

午後5時50分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第 10 条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により署名する。

委員長 頸城村自治会長協議会会長

浦川原村議会総務文教常任委員長

大島村議会議員